法第十四条第一項、第十四条の九第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十二第一項又は第二十三条の二の十七条第一項		法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項
	第百七十九条の三第一項	
法第五十六条の二第二項第一号		法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第二項第一号
医薬品		再生医療等製品
法第五十六条の二第二項第二号	第百七十九条の三第二項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第二項第二号
法第五十六条の二第一項		法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
医薬品を輸入		再生医療等製品を輸入
体外診断用医薬品を除く生物学的製剤		再生医療等製品
法第五十六条の二第三項第二号	第百七十九条の四第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第三項第二号
医薬品の		再生医療等製品の
医薬品（その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。）		再生医療等製品